

小型無人機等飛行禁止法の概要

- ◆ 小型無人機等によるテロ等の危険を未然に防止するため、**平成28年**、国の重要な施設等、外国公館等、原子力事業所を対象として、小型無人機等の飛行を原則禁止する小型無人機等飛行禁止法が成立（同年4月7日施行）
- ◆ **令和元年6月**、法改正により、対象施設に**防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）**等を追加

小型無人機等の飛行が原則として禁止されるエリア

- 対象施設敷地・区域の上空
- 対象施設周囲地域（周囲おおむね300m）の上空

禁止の例外

禁止エリアで小型無人機等の飛行が認められる場合

- ①施設管理者の同意を得た飛行
- ②土地所有者等の同意を得た飛行
- ③国・地方公共団体の業務での飛行

※ 防衛関係施設の上空は、**①の場合のみ飛行可能**。

対象施設

- 国の重要な施設等（総理官邸、危機管理行政機関等）
- 外国公館等
- **防衛関係施設（自衛隊施設・在日米軍施設）**
- 原子力事業所
- 空港

安全確保措置

警察官・海上保安官に加え、自衛隊施設を職務上警護する**自衛官による安全確保措置（退去命令、飛行妨害等）**を規定

※ 自衛隊施設の上空（レッドゾーン）以外は、**警察官等がその場にはいない場合**に限る。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

レッドゾーン：直罰

イエローゾーン：警察官等の命令に違反した場合

対象施設敷地・区域
(レッドゾーン)

対象施設周囲地域
(イエローゾーン)

